

2020 年 4 月から特定の法人(※)について 電子申請が義務化されますが・・・

『健康保険』の電子申請環境の運用開始は、 2020 年 11 月からとなります。(予定)

現在、政府全体で行政手続きコスト（行政手続きに要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、特定の法人の事業所が社会保険に関する手続きを行う場合、一部の手続きについては必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

(※) 特定の法人とは

- 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が **1 億円**を超える法人
- 相互会社 ○ 投資法人 ○ 特定目的法人

- ⇒ 電子申請の義務化は、2020年4月以降に開始される各特定の法人の事業年度から適用されます。
- ⇒ 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、義務化の対象となる法人に代わって手続きを行う場合も含まれます。

運用開始時期

○ 厚生年金（2020 年 4 月～）

『Gビジネス ID』と『e-Gov』を連携させた
電子申請環境運用開始



○ 健康保険・厚生年金（2020 年 11 月～）

『Gビジネス ID』と『マイナポータル』を連携
させた電子申請環境運用開始（現在構築中）



※ 厚生年金に係る 4 月から 10 月の申請は、現在運用されている e-Gov が利用できます。
健康保険組合は e-Gov の受理機関ではないため、e-Gov を通じた申請ができません。
健康保険の申請は 4 月から 10 月の間、新たに回線敷設等をしていただく必要はありませんが、
電子ファイルによる申請に向けた準備をお願いいたします。

義務化対象の手続き

※ 対象手続きのうち、健康保険・厚生年金に関する手続き

- 健康保険・厚生年金 報酬月額算定基礎届
- 健康保険・厚生年金 報酬月額変更届
- 健康保険・厚生年金 賞与支払届